

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1編 関係条例の一部改正

(四街道市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 四街道市一般職の職員の給与等に関する条例(昭和30年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(四街道市公害防止条例の一部改正)

第2条 四街道市公害防止条例(昭和47年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第34条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第3条 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成14年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第30条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成15年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(四街道市消防団条例の一部改正)

第5条 四街道市消防団条例(平成27年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(四街道市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第6条 四街道市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(四街道市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 四街道市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によるこ

ととされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第９条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第２章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（四街道市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１０条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の四街道市一般職の職員の給与等に関する条例第２３条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和７年６月１日）から施行する。